

ク リ ー ン セ ン タ ー 建 設 事 業
事 後 調 査 報 告 書
(第 2 回)

平成 27 年 3 月

秦野市伊勢原市環境衛生組合



第16号様式（条例第68条、規則第57条関係）

事後調査報告書

平成27年3月31日

神奈川県知事殿

郵便番号 257-0031

所在地 神奈川県秦野市曾屋4624番地

名称 秦野市伊勢原市環境衛生組合

代表者 組合長 古谷 義幸

電話番号 0463-82-2500



神奈川県環境影響評価条例第68条の規定により次のとおり報告します。

対象事業の名称	クリーンセンター建設事業
事後調査計画等の進捗状況	別添1
事後調査等の内容	別添2 大気汚染
事後調査等の結果	別添3 騒音・低周波空気振動
	別添4 振動
	別添5 悪臭
調査等の結果との検証結果	
事後調査等の結果に基づいて対策を講じた場合は、その内容	
事後調査等の受託者	所在地 神奈川県横浜市金沢区幸浦2丁目1番地13号 名称 ユーロフィン日本環境株式会社 代表者 代表取締役社長 渡邊 謙吉郎
備考	

備考 事後調査等を受託した者が複数の場合は、事後調査等の受託者の欄にすべて記入してください。

目 次

	頁
別添1 事後調査計画等の進捗状況.....	1
1.1 対象事業の概要	1
1.2 事後調査項目	5
1.3 事後調査計画等の進捗状況	6
別添2 大気汚染.....	8
2.1 事後調査の内容	8
2.2 事後調査の結果	11
2.3 調査等の結果との検証結果	21
別添3 騒音・低周波空気振動.....	22
3.1 事後調査の内容	22
3.2 事後調査の結果	24
3.3 調査等の結果との検証結果	27
別添4 振 動.....	28
4.1 事後調査の内容	28
4.2 事後調査の結果	30
4.3 調査等の結果との検証結果	32
別添5 悪 臭.....	33
5.1 事後調査の内容	33
5.2 事後調査の結果	35
5.3 調査等の結果との検証結果	38

別添 1 事後調査計画等の進捗状況

1.1 対象事業の概要-----	1
1.2 事後調査項目-----	5
1.3 事後調査計画等の進捗状況-----	6

別添1 事後調査計画等の進捗状況

1.1 対象事業の概要

1.1.1 対象事業の名称、種類

対象事業の名称：クリーンセンター建設事業

対象事業の種類：廃棄物処理施設の建設

1.1.2 実施区域の位置

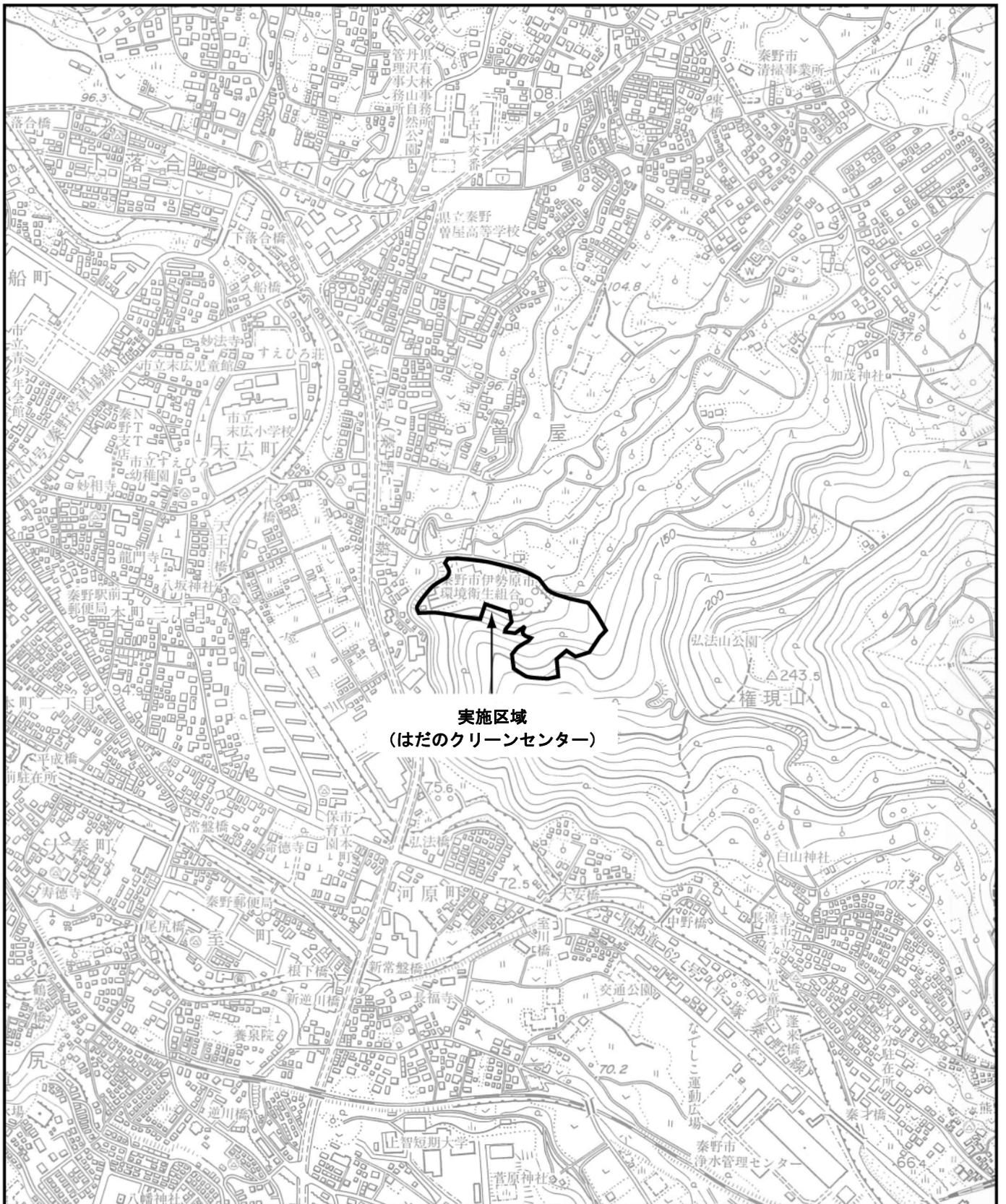
実施区域の位置を図 1.1-1 及び図 1.1-2 に示す。

実施区域の位置する秦野市は、湘南地域の西部に位置し、東部は伊勢原市、厚木市、西部は松田町、山北町、南部は中井町、大井町、平塚市、北部は清川村に接している。

実施区域は秦野市曾屋 4624 番地に位置しており、その周辺は、主に東側は自然的な地域、西側は住宅地、農地及び業務用地となっている。



図 1.1-1 神奈川県における実施区域の位置



実施区域
(はだのクリーンセンター)

凡例

 実施区域



1 : 10,000

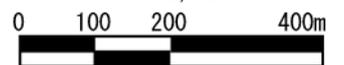


図 1.1-2 実施区域の位置

1.1.3 施設の概要

施設の概要は、表 1.1-1 に示すとおりであり、敷地配置図は図 1.1-3 に示すとおりである。
また、廃棄物の処理フローは図 1.1-4 に示すとおりである。

表 1.1-1 施設の概要

施設名称	はだのクリーンセンター
建築面積	約 4,500 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造 (一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造)
高さ	工場棟：約 35m、煙突：80m
処理方式	ストーカ式焼却方式
処理能力	200 トン/日 (100 トン/日×2 炉)
排ガス処理	ろ過式集じん器、有毒ガス除去設備 (活性炭・消石灰吹込)、 触媒脱硝設備
余熱利用	蒸気タービン発電
供用開始時期	平成 25 年 2 月



図 1.1-3 敷地配置図

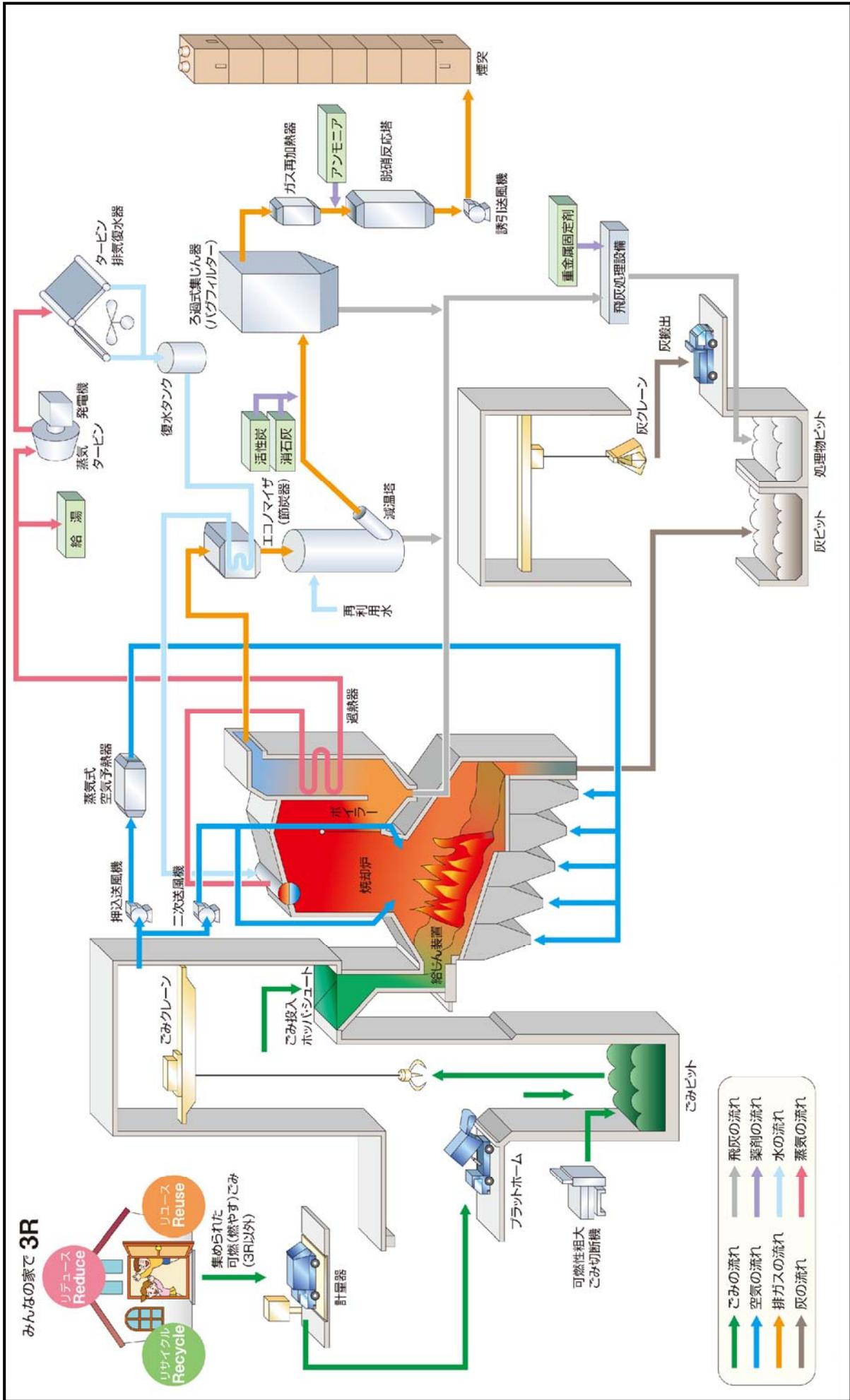


図 1.1-4 処理フロー図

1.2 事後調査項目

事後調査を実施する必要のある項目の選定にあたっては、「クリーンセンター建設事業 環境影響予測評価書（平成 21 年 11 月、秦野市）」（以下、「予測評価書」という。）に示された事後調査計画に沿って、表 1.2-1 に示すとおりとした。

なお、工事中に実施した事後調査は、報告書第 1 回において報告済みである。

表 1.2-1 事後調査項目の選定及び事後調査を実施しない理由

評価項目	評価細目	区 分			事後調査を実施しない理由等	
		工 事 中	工 事 完 了 後	供 用 開 始 後		
大気汚染	一般環境項目	二酸化硫黄	—	—	○	—
		浮遊粒子状物質	○	—	○	—
		二酸化窒素	○	—	○	—
	特定環境項目	ダイオキシン類	—	—	○	—
	規制項目	塩化水素	—	—	○	—
		粉じん	×	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。
	有害項目	水 銀	—	—	○	—
土壌汚染	土壌汚染	×	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
騒音・低周波空気振動	騒 音	○	—	○	—	
	低周波空気振動	—	—	○	—	
振 動	振 動	○	—	○	—	
悪 臭	悪 臭	—	—	○	—	
廃棄物・発生土	一般廃棄物	—	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	産業廃棄物	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	発生土	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
電波障害	テレビジョン電波障害	—	×	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
日照障害	日照障害	—	×	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
植物・動物・生態系	植 物	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	動 物	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	生態系	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	水生生物	×	—	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
景 観	景 観	—	×	—	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
レクリエーション資源	レクリエーション資源	×	×	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
安 全	高圧ガス	—	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	危険物等	—	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	
	交 通	×	—	×	下記ア、イ、ウ、エのいずれにも該当しない。	

注) ○：事後調査を実施する項目、×：事後調査を実施しない項目、—：予測評価を実施していない項目を表す。

なお、表中の「事後調査を実施しない理由等」欄におけるア、イ、ウ、エは下記のとおりである。

ア. 予測結果が評価目標と近接し、環境に及ぼす影響が懸念されるおそれがある。

イ. 予測の精度が十分でなく、検証を要する。

ウ. 環境保全対策の実施の効果が出現するのに時間を要し、継続的な監視が必要である。

エ. 新たな環境保全対策を実施した場合に、その技術の実効性について検証を要する。

1.3.2 事後調査計画の進捗状況

対象事業は、平成 22 年 1 月に着工し、平成 25 年 1 月に工事完了、平成 25 年 2 月から供用開始している。

表 1.3-2 事後調査計画の進捗状況

評価項目	調査事項	調査範囲及び地点	調査時点	調査実施時期
大気汚染	工事中の建設機械の稼働に伴う窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）及び浮遊粒子状物質	予測結果における最大濃度出現地点付近の敷地境界付近 1 地点	建設機械の影響が最大となる時期の 1 年間のうち 4 季各 1 週間	平成 23 年 2 月, 4 月, 7 月, 11 月
	供用開始後の施設の稼働に伴う煙突からの排出ガス濃度（二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）	拡散計算式による最大着地濃度出現地点付近 1 地点、風洞実験年平均相当値測定結果による最大着地濃度出現地点付近 1 地点の計 2 地点	施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 4 季各 1 週間	平成 25 年 11 月 平成 26 年 1 月, 5 月, 8 月
騒音・低周波空気振動	工事中の建設機械の稼働に伴う建設作業騒音レベル	現地調査地点と同様の敷地境界の 2 地点	建設機械の影響が最大となる時期の 1 日間	平成 23 年 3 月
	工事中の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	工事用車両のルート別の計画を考慮して影響が大きいと考えられる道路沿道 2 地点	工事用車両の走行による影響が最大となる時期の 1 日間	平成 23 年 3 月
	供用開始後の施設の稼働に伴う工場騒音レベル及び低周波空気振動の音圧レベル	現地調査地点と同様の敷地境界の 2 地点	施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 1 日間	平成 25 年 11 月
	供用開始後の関係車両の走行に伴う道路交通騒音レベル	関係車両のルート別の計画を考慮して影響が大きいと考えられる道路沿道 2 地点	施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 1 日間	平成 25 年 11 月
振動	工事中の建設機械の稼働に伴う建設作業振動レベル	現地調査地点と同様の敷地境界の 2 地点	建設機械の影響が最大となる時期の 1 日間	平成 23 年 3 月
	供用開始後の施設の稼働に伴う工場振動レベル	現地調査地点と同様の敷地境界の 2 地点	施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 1 日間	平成 25 年 11 月
悪臭	供用開始後の施設の稼働に伴う悪臭の影響	現地調査地点と同様の敷地境界の 2 地点	施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 2 日間（施設稼働時 1 日間及び施設非稼働時 1 日間）	平成 25 年 10 月 平成 26 年 1 月

注 1) 網掛け部は報告済みの事後調査である。

注 2) 調査時期の設定については下記のとおりである。

施設の稼働に伴う調査 : 施設の稼働が定常となった時期とした。(大気汚染については、神奈川県のだいおきしんれい一斉調査と同時期とした。)

関係車両の走行に伴う調査 : 搬入車両が多い月曜日とした。

別添 2 大気汚染

2.1 事後調査の内容	-----8
2.2 事後調査の結果	-----11
2.3 調査等の結果との検証結果	-----21

別添2 大気汚染

2.1 事後調査の内容

供用開始後の施設の稼働に伴う煙突からの排出ガスの影響（二酸化硫黄、窒素酸化物（二酸化窒素及び一酸化窒素）、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、水銀）とした。また、環境保全対策の実施状況を取りまとめた。

2.1.1 事後調査の調査地点

施設の稼働に伴う排出ガスの影響が最も大きくなると予測された最大着地濃度出現地点付近において事後調査を実施した。調査地点は、拡散計算による最大着地濃度出現地点付近 1 地点（No.1 地点（秦野市立末広小学校））、風洞実験年平均相当値測定結果による最大着地濃度出現地点付近 1 地点（No.2 地点（県営秦野団地児童公園））の計 2 地点とした。（図 2.1-1 参照）

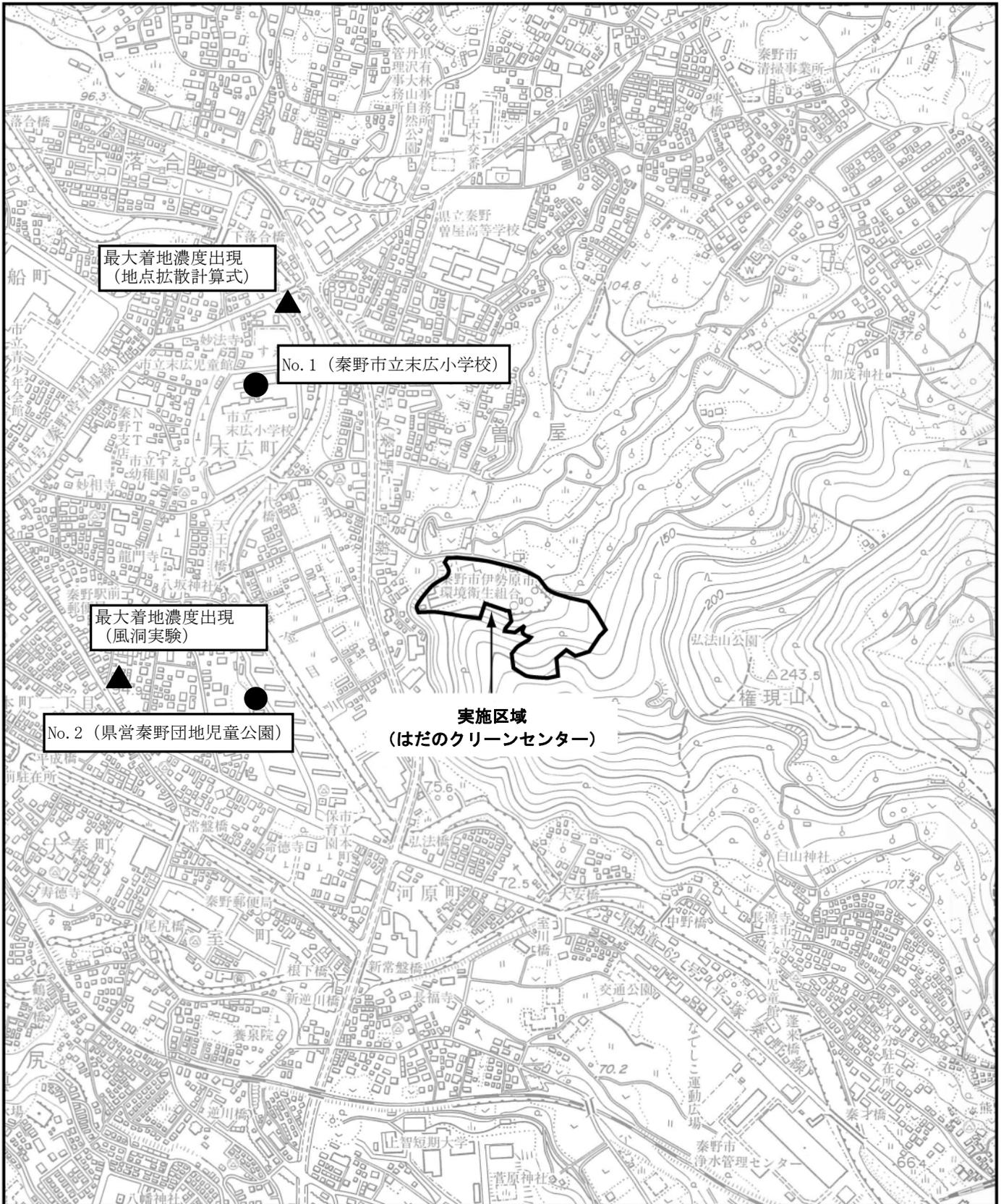
2.1.2 事後調査時点

施設の稼働が定常の状態となる時期の 1 年間のうち 4 季各 1 週間とした。

表 2.1-1 に調査時点を示す。

表 2.1-1 調査時点

季節	調査時点	調査項目
秋季	平成 25 年 11 月 6 日（水）0：00 ～ 11 月 12 日（火）24：00	・二酸化硫黄 ・窒素酸化物 ・浮遊粒子状物質 ・ダイオキシン類 ・塩化水素 ・水銀
冬季	平成 26 年 1 月 23 日（木）0：00 ～ 1 月 29 日（水）24：00	
春季	平成 26 年 5 月 16 日（木）0：00 ～ 5 月 22 日（水）24：00	
夏季	平成 26 年 8 月 21 日（木）0：00 ～ 8 月 27 日（水）24：00	



最大着地濃度出現
(地点拡散計算式)

No. 1 (秦野市立末広小学校)

最大着地濃度出現
(風洞実験)

No. 2 (県営秦野団地児童公園)

実施区域
(はだのクリーンセンター)

凡例

- 実施区域
- 調査地点
- 「予測評価書」における最大着地濃度出現地点

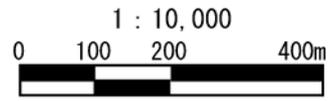


図 2.1-1 調査地点 (大気汚染)

2.1.3 事後調査の方法

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月、環境庁告示25号）に定められた方法、窒素酸化物（ $\text{NO}_x = \text{NO} + \text{NO}_2$ ）は「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月、環境庁告示38号）に定められた方法、塩化水素は「大気汚染物質測定法指針」（昭和62年3月、環境庁）に示される方法、水銀は「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」（平成23年3月、環境省）に示される方法、ダイオキシン類（DXNs）は「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年12月、環境省告示第68号）に定められた方法とした。

調査方法の詳細は、表2.1-2に示すとおりである。

表 2.1-2 調査方法（大気汚染）

測定項目	測定方法	測定高	使用機器	
			メーカー	型式
硫黄酸化物	溶液導電率法 (JIS B 7952)	1.5m	東亜ディケーケー(株)	GRH-72M
窒素酸化物 ($\text{NO}_x = \text{NO} + \text{NO}_2$)	ザルツマン試薬を用いる 化学発光法(JIS B 7953)	1.5m	東亜ディケーケー(株)	GPH-74M
浮遊粒子状物質	β 線吸収法 (JIS B 7954)	3.0m	東亜ディケーケー(株)	DUB-242
塩化水素	ろ紙捕集 -イオンクロマトグラフ法	1.5m	柴田科学(株) (ローボリウムエアサンプラ)	LV-40
水銀	金アマルガム捕集 -加熱気化冷原子吸光法	1.5m	(吸引ポンプ) 柴田科学(株)	Σ 300
ダイオキシン類	ハイボリウムエアサンプラ -高分解能ガスクロマトグ ラフ質量分析法	1.2m	(サンプラ) 柴田科学(株)	HV-700R

2.2 事後調査の結果

2.2.1 事後調査の結果

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄の調査結果は、表 2.2-1 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）ともに、4 季平均値は 0.003ppm であり、日平均値、1 時間値ともに 4 季を通して環境基準を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-1 参照）

気象調査（風向・風速、気温・湿度）も同時期に調査を実施しており、結果は巻末資料-2 に示す。

表 2.2-1 (1) 二酸化硫黄 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間 数	環境基準
	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.002	0.002	0.007	0	0	(日平均値) 0.04ppm 以下 (1 時間値) 0.1ppm 以下
冬季	7	0.003	0.003	0.006	0	0	
春季	7	0.003	0.004	0.008	0	0	
夏季	7	0.003	0.006	0.012	0	0	
4 季	28	0.003	0.006	0.012	0	0	

注 1) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示 25 号）

表 2.2-1 (2) 二酸化硫黄 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日平均値 が 0.04ppm を超えた 日数	1 時間値が 0.1ppm を 超えた時間 数	環境基準
	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.002	0.003	0.006	0	0	(日平均値) 0.04ppm 以下 (1 時間値) 0.1ppm 以下
冬季	7	0.003	0.003	0.007	0	0	
春季	7	0.004	0.004	0.009	0	0	
夏季	7	0.004	0.007	0.014	0	0	
4 季	28	0.003	0.007	0.014	0	0	

注 1) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示 25 号）

(2) 窒素酸化物（一酸化窒素＋二酸化窒素）

二酸化窒素の調査結果は、表 2.2-2 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）ともに、4 季平均値は 0.013ppm であり、冬季に最も濃度が高くなっている。日平均値、1 時間値ともに 4 季を通して環境基準、指針値を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-1 参照）

表 2.2-2 (1) 二酸化窒素 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超 え た 時 間 数	環境基準 (日平均値) 指針値 (1 時間値)
	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.016	0.019	0.037	0	0	(日平均値) 0.04~0.06ppm のゾーン内ま たはそれ以下
冬季	7	0.019	0.027	0.042	0	0	
春季	7	0.009	0.012	0.034	0	0	
夏季	7	0.008	0.013	0.021	0	0	(1 時間値) 0.1~0.2ppm 以下
4 季	28	0.013	0.027	0.042	0	0	

注 1) 環境基準：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月、環境庁告示 38 号)

指針値：「二酸化窒素の人の健康に係る判定基準について (答申)」

表 2.2-2 (2) 二酸化窒素 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数	1 時 間 値 が 0.2ppm を 超 え た 時 間 数	環境基準 (日平均値) 指針値 (1 時間値)
	(日)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.016	0.019	0.040	0	0	(日平均値) 0.04~0.06ppm のゾーン内ま たはそれ以下
冬季	7	0.019	0.028	0.045	0	0	
春季	7	0.009	0.014	0.033	0	0	
夏季	7	0.008	0.014	0.022	0	0	(1 時間値) 0.1~0.2ppm 以下
4 季	28	0.013	0.028	0.045	0	0	

注 1) 環境基準：「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和 53 年 7 月、環境庁告示 38 号)

指針値：「二酸化窒素の人の健康に係る判定基準について (答申)」

一酸化窒素、窒素酸化物の調査結果は、表 2.2-3 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）における一酸化窒素の4季平均は0.006ppm、窒素酸化物は0.019ppmで、秋季・冬季に高い傾向となっていた。No.2 地点（県営秦野団地児童公園）における一酸化窒素の4季平均は0.007ppm、窒素酸化物は0.020ppmで、No.1 地点と同様に秋季・冬季に高い傾向となっていた。（詳細は巻末資料-1 参照）

表 2.2-3 (1) 一酸化窒素、窒素酸化物 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効測定日数 (日)	一酸化窒素			窒素酸化物		
		期間 平均値 (ppm)	日平均の 最高値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	期間 平均値 (ppm)	日平均の 最高値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)
秋季	7	0.008	0.014	0.076	0.024	0.032	0.108
冬季	7	0.013	0.021	0.083	0.032	0.044	0.120
春季	7	0.002	0.004	0.029	0.011	0.015	0.049
夏季	7	0.002	0.003	0.008	0.009	0.015	0.024
4 季	28	0.006	0.021	0.083	0.019	0.044	0.120

表 2.2-3 (2) 一酸化窒素、窒素酸化物 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効測定日数 (日)	一酸化窒素			窒素酸化物		
		期間 平均値 (ppm)	日平均の 最高値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)	期間 平均値 (ppm)	日平均の 最高値 (ppm)	1 時間値 の最高値 (ppm)
秋季	7	0.009	0.017	0.104	0.025	0.036	0.140
冬季	7	0.014	0.025	0.075	0.034	0.048	0.109
春季	7	0.003	0.005	0.022	0.012	0.017	0.047
夏季	7	0.002	0.004	0.015	0.010	0.016	0.027
4 季	28	0.007	0.025	0.104	0.020	0.048	0.140

(3) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質の調査結果は、表 2.2-4 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）における 4 季平均値は 0.014mg/m³、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）は 0.015mg/m³ となっており、春季、夏季に比較的濃度が高くなっている。日平均値、1 時間値ともに 4 季を通して、環境基準を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-1 参照）

表 2.2-4 (1) 浮遊粒子状物質 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 が 0.1mg/m ³ を 超 え た 日 数	1 時間値が 0.2mg/m ³ を 超 え た 時 間	環境基準
	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.012	0.018	0.036	0	0	(日平均値) 0.10mg/m ³ 以下 (1 時間値) 0.20mg/m ³ 以下
冬季	7	0.013	0.017	0.031	0	0	
春季	7	0.016	0.033	0.054	0	0	
夏季	7	0.015	0.029	0.049	0	0	
4 季	28	0.014	0.033	0.054	0	0	

注 1) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示 25 号）

表 2.2-4 (2) 浮遊粒子状物質 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	1 時間値 の最高値	日 平 均 値 が 0.1mg/m ³ を 超 え た 日 数	1 時間値が 0.2mg/m ³ を 超 え た 時 間	環境基準
	(日)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	(日)	(時間)	
秋季	7	0.013	0.017	0.040	0	0	(日平均値) 0.10mg/m ³ 以下 (1 時間値) 0.20mg/m ³ 以下
冬季	7	0.014	0.017	0.032	0	0	
春季	7	0.018	0.037	0.071	0	0	
夏季	7	0.015	0.030	0.047	0	0	
4 季	28	0.015	0.037	0.071	0	0	

注 1) 環境基準：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月、環境庁告示 25 号）

(4) 塩化水素

塩化水素の調査結果は、表 2.2-5 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）における 4 季平均値はともに 0.002ppm となっており、日平均値は 4 季を通して、目標値（1 時間値）を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-1 参照）

表 2.2-5 (1) 塩化水素 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	日平均値が 0.02ppmを超 えた日数	目標値
	(日)	(ppm)	(ppm)	(日)	
秋季	7	0.002	0.003	0	(1 時間値) 0.02 ppm 以下
冬季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
春季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
夏季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
4 季	28	0.002	0.003	0	

注 1) 期間平均値は、定量下限値未満の場合は、定量下限値として取扱い平均値を求めた。
全て定量下限値未満の場合は、定量下限値未満とした。

注 2) 目標値：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年、環大規 136 号）に示された目標値（1 時間値）。

表 2.2-5 (2) 塩化水素 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	日平均値が 0.02ppmを超 えた日数	目標値
	(日)	(ppm)	(ppm)	(日)	
秋季	7	0.002	0.003	0	(1 時間値) 0.02 ppm 以下
冬季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
春季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
夏季	7	0.002 未満	0.002 未満	0	
4 季	28	0.002	0.003	0	

注 1) 期間平均値は、定量下限値未満の場合は、定量下限値として取扱い平均値を求めた。
全て定量下限値未満の場合は、定量下限値未満とした。

注 2) 目標値：「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」（昭和 52 年、環大規 136 号）に示された目標値（1 時間値）。

(5) 水銀

水銀の調査結果は、表 2.2-6 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）における 4 季平均値は $0.004 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）は $0.004 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 未満となっており、4 季平均値はともに、指針値を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-1 参照）

表 2.2-6 (1) 水銀 調査結果 (No.1 地点 (秦野市立末広小学校))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	日平均値が $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	指針値
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	
秋季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	(年平均値) $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
冬季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	
春季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	
夏季	7	0.004	0.005	0	
4 季	28	0.004	0.005	0	

注 1) 期間平均値は、定量下限値未満の場合は、定量下限値として取扱い平均値を求めた。
全て定量下限値未満の場合は、定量下限値未満とした。

注 2) 目標値：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（昭和 15 年 7 月、中央環境審議会）に示された指針値（年平均値）。

表 2.2-6 (2) 水銀 調査結果 (No.2 地点 (県営秦野団地児童公園))

項目 季節	有効 測定 日数	期間 平均値	日平均の 最高値	日平均値が $0.02\text{mg}/\text{m}^3$ を 超えた日数	指針値
	(日)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	(日)	
秋季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	(年平均値) $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
冬季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	
春季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	
夏季	7	0.004 未満	0.004 未満	0	
4 季	28	0.004 未満	0.004 未満	0	

注 1) 期間平均値は、定量下限値未満の場合は、定量下限値として取扱い平均値を求めた。
全て定量下限値未満の場合は、定量下限値未満とした。

注 2) 目標値：「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第七次答申）」（昭和 15 年 7 月、中央環境審議会）に示された指針値（年平均値）。

(6) ダイオキシン類

ダイオキシン類の調査結果は、表 2.2-7 に示すとおりである。

No.1 地点（秦野市立末広小学校）における 4 季平均値は 0.013 pg-TEQ/m³、No.2 地点（県営秦野団地児童公園）は 0.015 pg-TEQ/m³ となっており、4 季平均値はともに、環境基準を下回る結果となっている。

表 2.2-7 ダイオキシン類 調査結果

項目 季節	No.1 地点（秦野市立末広小学校）		No.2 地点（県営秦野団地児童公園）		環境基準 （毒性等量）
	実測濃度	毒性等量	実測濃度	毒性等量	
	(pg/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	(pg/m ³)	(pg-TEQ/m ³)	
秋季	3.1	0.019	2.1	0.014	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
冬季	2.2	0.016	2.4	0.023	
春季	2.0	0.0076	3.0	0.0089	
夏季	2.8	0.010	10	0.015	
4 季	2.5	0.013	4.4	0.015	

注) 環境基準：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について」（平成 11 年 12 月、環境省告示第 68 号）

2.2.2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策の実施状況は表 2.2-8 に示すとおりである。

表 2.2-8 環境保全対策の実施状況（大気汚染）

項目	「予測評価書」の記載内容	環境保全対策の実施内容	写真	
大 気 汚 染	施設の稼働	粉じんが飛散しないよう、駐車場等の平面部はアスファルト舗装等を施す。	粉じんが飛散しないよう、駐車場等の平面部はアスファルト舗装を施した。	写真 2-1 写真 2-2
		造成緑地には必要に応じ散水を行う。	造成緑地に必要に応じ散水を行っている。	—
		ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで汚染物質の低減に努める。	ごみピット内のごみをクレーンにより攪拌させることにより、ごみ質の均一化を図り適正負荷による安定した燃焼を維持することで汚染物質の低減に努めている。	写真 2-3
		排ガス処理設備として、集じん装置（バグフィルタ）と乾式の消石灰吹込及び活性炭吹込方式を採用し、バグフィルタの後段に脱硝装置を設ける。	排ガス処理設備として、集じん装置（バグフィルタ）と有毒ガス除去設備（活性炭・消石灰吹込）を採用し、バグフィルタの後段に脱硝装置を設けた。	写真 2-4 写真 2-5
大 気 汚 染	関係車両の走行	可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。	可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努めている。	—
		定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。	乗り合い等により通勤車両台数を低減している。	—
		急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等、汚染物質排出の低減に努める。	急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップ等の看板を設置し、汚染物質排出の低減に努めている。	写真 2-6 写真 2-7
		可燃ごみ収集車両は CNG 車等の低排出ガス車への転換を促進し、汚染物質排出の低減に努める。	収集車両は CNG 車、ハイブリッド車等の低排出ガス車への転換を促進し、汚染物質排出の低減に努めている。	写真 2-8 写真 2-9

写真 2-1 アスファルト舗装の状況



写真 2-2 アスファルト舗装の状況



写真 2-3 攪拌している状況



写真 2-4 ろ過集じん装置 (バグフィルタ)



写真 2-5 脱硝装置



写真 2-6 アイドリングストップの看板



写真 2-7 急発進・急加速禁止の看板



写真 2-8 CNG 車



写真 2-9 ハイブリッド車



余 白

2.3 調査等の結果との検証結果

2.3.1 検証方法

「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及びダイオキシン類の評価目標である「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているか検証する。

2.3.2 検証結果

「予測評価書」における施設の稼働に伴う二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、塩化水素、水銀及びダイオキシン類の事後調査結果、予測結果を表 2.3-1 に評価の指標とあわせて示す。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の期間平均値（予測結果においては年平均値）、日平均値の最高値（予測結果においては日平均値の 2%除外値、98%値）は予測結果を下回っており、1 時間値の最高値については同等または下回る結果となっている。塩化水素については予測結果が 1 時間値であるため比較はできないが、日平均値の最大値が概ね予測結果と同等の結果となっている。水銀、ダイオキシン類は、予測結果と同等または下回る結果となっている。また、全項目において、評価の指標を下回る結果となっている。

以上より、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものとする。

表 2.3-1 施設の稼働に伴う大気汚染の影響の評価

項 目	事後調査結果		予測結果	評価の指標	
	No. 1 地点	No. 2 地点			
二酸化硫黄 [ppm]	事後：期間平均値 予測：年平均値	0.003	0.003	0.005	-
	事後：日平均値の最高値 予測：日平均値の 2%除外値	0.006	0.007	0.010	0.04 以下
	1 時間値の最高値	0.012	0.014	0.031	0.1 以下
二酸化窒素 [ppm]	事後：期間平均値 予測：年平均値	0.013	0.013	0.018	-
	事後：日平均値の最高値 予測：日平均値の 98%値	0.027	0.028	0.037	0.04~0.06 以下
	1 時間値の最大値	0.042	0.045	0.048	0.1~0.2 以下
浮遊粒子状物質 [mg/m ³]	事後：期間平均値 予測：年平均値	0.014	0.015	0.023	-
	事後：日平均値の最高値 予測：日平均値の 2%除外値	0.033	0.037	0.057	0.10
	1 時間値の最大値	0.054	0.071	0.186	0.20
塩化水素 [ppm]	期間平均値	0.002	0.002	-	-
	日平均値の最大値	0.003	0.003	-	-
	1 時間値の最大値	-	-	0.004	0.02 以下
水銀 [μg/m ³]	期間平均値	0.004	0.004 未満	0.004	0.04 以下
	日平均値の最大値	0.005	0.004 未満	-	-
ダイオキシン類 [pg-TEQ/m ³]	期間平均値	0.013	0.015	0.027	0.6 以下

注) 予測結果の 1 時間値の最高値は、最大となるケースの予測結果を記載した。

別添 3 騒音・低周波空気振動

3.1 事後調査の内容	-----	22
3.2 事後調査の結果	-----	24
3.3 調査等の結果との検証結果	-----	27

別添3 騒音・低周波空気振動

3.1 事後調査の内容

供用開始後の施設の稼働に伴う工場騒音、低周波空気振動、関係車両の走行に伴う道路交通騒音とした。また、環境保全対策の実施状況を取りまとめた。

3.1.1 事後調査の調査地点

工場騒音・低周波空気振動については、「予測評価書」の現地調査地点と同様の敷地境界の2地点とした。ただし、敷地境界北側については最大予測地点とした。

道路交通騒音については、影響が大きいと考えられる県道秦野二宮線の2地点とした。(図3.1-1参照)

3.1.2 事後調査時点

施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち1日間(24時間、16時間)とした。表3.1-1に調査時点を示す。

表 3.1-1 調査時点

項目	調査時点
工場騒音 低周波空気振動	平成25年11月11日(月)8:00～11月12日(火)8:00
道路交通騒音	平成25年11月11日(月)6:00～11月11日(月)22:00

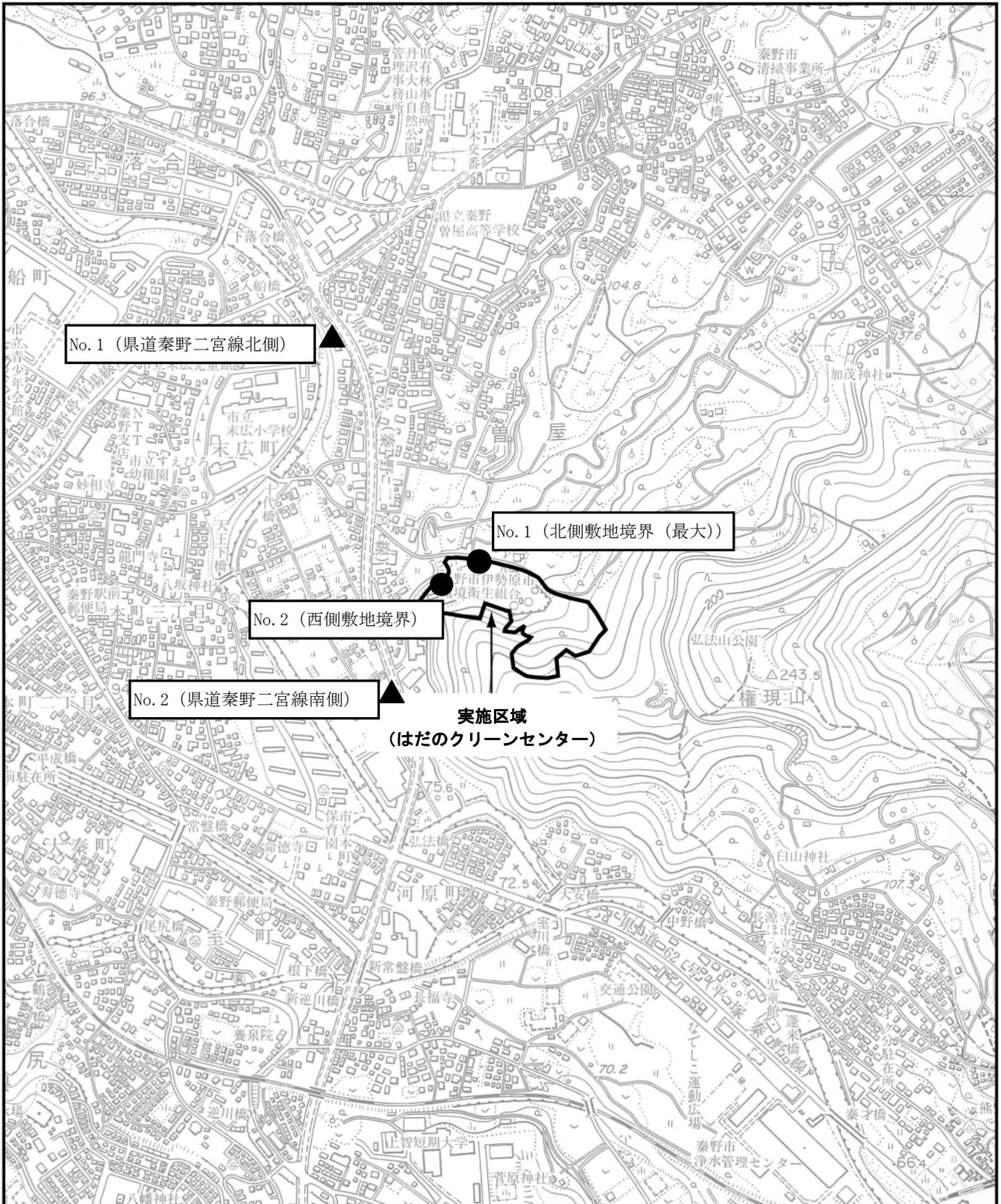
3.1.3 事後調査の方法

騒音の測定は、「計量法第71条」の条件に合格した「電気音響—サウンドレベルメータ(騒音計)」(JIS C 1509-1)を用いて、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月、環境庁告示第64号)、「JIS Z 8731:1999 環境騒音の表示・測定方法」に準拠した。

調査方法の詳細は、表3.1-2に示すとおりである。

表 3.1-2 調査方法(騒音・低周波空気振動)

項目	計測器	メーカー	型式	測定条件
工場騒音レベル 道路交通騒音レベル	サウンドレベルメータ	リオン(株)	NL-22	周波数補正回路：A特性 動特性：FAST 測定範囲：28～130dB 測定高さ：1.2m
低周波空気振動	超低周波マイクロホン		MV-03	周波数補正回路：平坦特性 動特性：SLOW
	振動レベル計		VM-53A	測定範囲：55～120dB 測定高さ：1.2m



凡例

- 実施区域
- 調査地点 (工場騒音、低周波空気振動)
- 調査地点 (道路交通騒音)

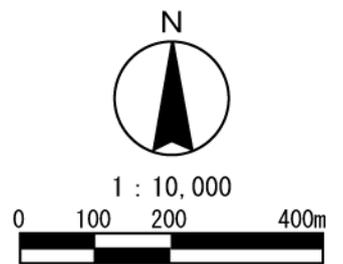


図 3.1-1 調査地点 (騒音・低周波空気振動)

3.2 事後調査の結果

3.2.1 事後調査の結果

(1) 工場騒音

工場騒音の調査結果は、表 3.2-1 に示すとおりである。

No.1 地点（北側敷地境界）、No.2 地点（西側敷地境界）における時間率騒音レベル（ L_{A5} ）の最大値と規制基準を比較すると、全時間帯で満足する結果となっている。（詳細は巻末資料-3 参照）

表 3.2-1 工場騒音 調査結果

（単位：dB）

地 点	昼夜 区分	時間率騒音レベル（ L_{A5} ）			規制基準
		平均値	最大値	最小値	
No.1 （北側敷地境界（最大））	朝	44	45	43	50
	昼間	48	50	43	55
	夕	43	44	43	50
	夜間	42	43	41	45
No.2 （西側敷地境界）	朝	45	46	44	50
	昼間	47	48	44	55
	夕	45	46	45	50
	夜間	44	45	43	45

注1) 朝：6～8時、昼間：8～18時、夕：18～23時、夜間：23～6時とした。

注2) 規制基準は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準とした。

(2) 低周波空気振動

低周波空気振動の調査結果は、表 3.2-2 に示すとおりである。

No.1 地点（北側敷地境界）、No.2 地点（西側敷地境界）における G 特性音圧レベル（ L_{G5} ）の最大値と参照値を比較すると、参照値を下回る結果となっている。（詳細は巻末資料-3 参照）

表 3.2-2 低周波空気振動 調査結果

（単位：dB）

地 点	G 特性音圧レベル（ L_{G5} ）			(参考) 参照値
	平均値	最大値	最小値	
No.1 （北側敷地境界）	69	74	67	(92)
No.2 （西側敷地境界）	66	68	64	

注1) G 特性音圧レベルは、90%レンジの上端値（ L_{G5} ）とした。

注2) 参考として、「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）の参照値を記載した。

(3) 道路交通騒音レベル

道路交通騒音の調査結果は、表 3.2-3 に示すとおりである。

No.1 地点（県道秦野二宮線北側）、No.2 地点（県道秦野二宮線南側）における等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）の平均値と環境基準を比較すると、環境基準を満足する結果となっている。（詳細は巻末資料-3 参照）

表 3.2-3 道路交通騒音 調査結果

(単位：dB)

地 点	昼夜区分	等価騒音レベル (L_{Aeq})	環境基準
		平均値	
No.1 (県道秦野二宮線北側)	昼間	68	70
No.2 (県道秦野二宮線南側)		70	

注1) 昼間は6~22時とした。

注2) 環境基準は、「騒音に係る環境基準について」(平成24年3月、環告54号)の幹線交通を担う道路に近接する空間における基準値とした。

3.2.2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策の実施状況は表 3.2-4 に示すとおりである。

表 3.2-4 環境保全対策の実施状況（騒音・低周波空気振動）

項目	「予測評価書」の記載内容	環境保全対策の実施内容	写真	
騒音・低周波空気振動	施設の稼働	機械類はできる限り低騒音型の機種を採用し、発生源となる機械類は建屋内に設置する。	機械類はできる限り低騒音型の機種を採用し、騒音の発生源となる機械類は全て建屋内に設置した。	-
		大きな騒音を生じる機器は、消音器を取り付けるとともに仕切り壁で囲った室に収納するとともに、壁や天井に吸音材を取り付ける。	大きな騒音を生じる機器は、消音器を取り付けるとともに仕切り壁で囲った室に収納するとともに、壁や天井に吸音材を取り付けた。	写真 3-1 写真 3-2
		大きな低周波空気振動を発生する機器は、回転数制御を行う。	大きな低周波空気振動を発生する機器は、インバーター制御を行っている。	-
		大きな低周波空気振動を発生する機器は、設置位置などを十分に検討する。	大きな低周波空気振動を発生する機器は、全て建屋内に設置した。	-
関係車両の走行	可燃ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。	可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努めている。	-	
	不要なアイドルリングや空ぶかしをしないように徹底する。	車両停止時のアイドルリングストップ等の看板を設置し、騒音の発生低減に努めている。	写真 2-6	



3.3 調査等の結果との検証結果

3.3.1 検証方法

「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、工場騒音レベル、低周波空気振動及び道路交通騒音レベルの評価目標である「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているか検証する。

3.3.2 検証結果

「予測評価書」における施設の稼働に伴う騒音、低周波空気振動、関係車両の走行に伴う騒音の事後調査結果、予測結果を表 3.3-1 に評価の指標とあわせて示す。

工場騒音の No.1 地点（敷地境界北側）については、予測結果が「41dB」となっているのに対して事後調査結果は「43～50dB」となっており予測結果を上回っているが、「予測評価書」の予測結果は工場周辺の騒音を含んでおらず、「予測評価書」の予測結果に環境騒音を合成すると「49～69dB」となり、事後調査結果は合成値と同等又はそれより低い結果であった。No.2 地点（敷地境界西側）については、予測結果が「29dB」となっているのに対して事後調査結果は「45～48dB」となっており予測結果を上回っているが、No.1 地点と同様に、「予測評価書」の予測結果は工場周辺の騒音を含んでおらず、「予測評価書」の予測結果に環境騒音を合成すると「50～54dB」となり、事後調査結果は合成値と同等又はそれより低い結果であった。また、両地点ともに評価の指標を全時間帯において満足する結果となっている。

低周波空気振動の事後調査結果は「74dB」、「68dB」であり予測結果の「85dB」を大きく下回る結果となっており、評価の指標を下回る結果となっている。

道路交通騒音の事後調査結果は No.1 地点（秦野二宮線北側）は「68dB」、No.2 地点（秦野二宮線南側）は「70dB」であり、それぞれ予測結果を若干下回る結果となっている。また、評価の指標についても満足する結果となっている。

以上より、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものとする。

表 3.3-1 施設の稼働に伴う騒音・低周波空気振動、関係車両の走行に伴う騒音の影響の評価

項目		事後調査結果		予測結果						評価の指標	
				No.1(北側)			No.2(西側)				
		No.1(北側)	No.2(西側)	予測結果	環境騒音	合成値	予測結果	環境騒音	合成値		
工場騒音レベル	朝	45	46	41	69	69	29	51	51	50	
	昼間	50	48		69	69		53	53	55	
	夕	44	46		53	53		54	54	50	
	夜間	43	45		48	49		50	50	45	
低周波空気振動	全時間	74	68	85	—			85	—		(92)
道路交通騒音レベル	昼間	68	70	68.8	—			71.9	—		70

注1) 事後調査結果の工場騒音レベル、低周波空気振動は各時間帯の最大値、道路交通騒音レベルは平均値を記載した。

注2) 低周波空気振動の評価の指標は、参考として「低周波音問題対応の手引書」（平成16年6月、環境省）の参照値を記載した。

別添4 振 動

4.1 事後調査の内容	-----	28
4.2 事後調査の結果	-----	30
4.3 調査等の結果との検証結果	-----	32

別添4 振 動

4.1 事後調査の内容

供用開始後の施設の稼働に伴う工場振動とした。また、環境保全対策の実施状況を取りまとめた。

4.1.1 事後調査の調査地点

「予測評価書」の現地調査地点と同様の敷地境界の2地点とした。(図 4.1-1 参照)

4.1.2 事後調査時点

施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち1日間(24時間)とした。

表 4.1-1 に調査時点を示す。

表 4.1-1 調査時点

項目	調査時点
工場振動	平成 25 年 11 月 11 日 (月) 8 : 00 ~ 11 月 12 日 (火) 8 : 00

4.1.3 事後調査の方法

振動の測定は、「計量法 第 71 条」の条件に合格した「振動レベル計」(JIS C 1510)を用いて、「振動規制法施行規則」(昭和 51 年 11 月 10 日総令 58)及び JIS Z 8735「振動レベル測定方法」等に定められた方法に準拠し測定した。

調査方法の詳細は、表 4.1-2 に示すとおりである。

表 4.1-2 調査方法(振動)

項目	計測器	メーカー	型式	測定条件
振動	振動レベル計	リオン(株)	VM-53A	周波数補正回路：鉛直振動特性 動特性 : 0.63s 測定範囲 : 25~120dB

4.2 事後調査の結果

4.2.1 事後調査の結果

(1) 工場振動

工場振動の調査結果は、表 4.2-1 に示すとおりである。

No.1 地点（北側敷地境界）、No.2 地点（西側敷地境界）における時間率振動レベル（ L_{10} ）の最大値と規制基準を比較すると、全時間帯で満足する結果となっている。（詳細は巻末資料-4 参照）

表 4.2-1 工場振動 調査結果

（単位：dB）

地 点	昼夜 区分	時間率振動レベル (L_{10})	規制基準
		最大値	
No.1 (北側敷地境界)	昼間	< 25	65
	夜間	< 25	55
No.2 (西側敷地境界)	昼間	< 25	65
	夜間	< 25	55

注1) 昼間：8～19時、夜間：19～8時とした。

注2) 規制基準は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準とした。

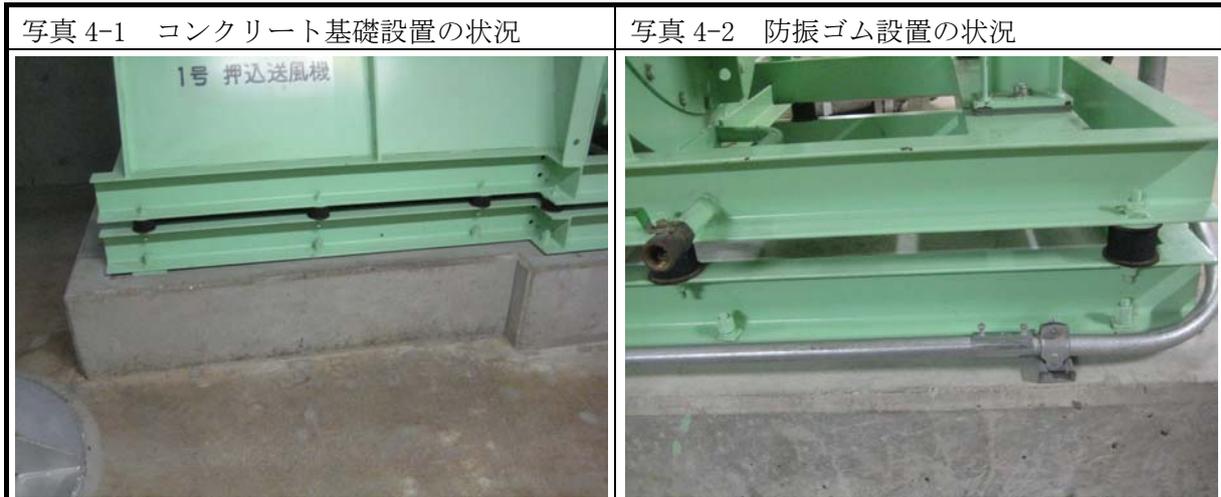
注3) 使用した振動計の測定範囲は25～120dBである。

4.2.2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策の実施状況は表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 環境保全対策の実施状況（振動）

項目	「予測評価書」の記載内容	環境保全対策の実施内容	写真
振動	機械類はできる限り低振動型の機種を採用する。特に振動の発生源となる誘引通風機の大型ファンや蒸気タービン発電機等は基礎構造を強固にするなどする。	機械類はできる限り低振動型の機種を採用し（例えば、コンプレッサーについては低振動型の Z スクリュー型を採用）、発生源となる機械類は基礎構造を強固にした。	写真 4-1
	必要に応じて設置部の強化や、防振ゴムの設置を行う。	設置部を強化し、防振ゴムの設置を行った。	写真 4-2
関係車両の走行	可燃ごみ収集車両等の運行管理を行うことにより車両の集中を避ける。	可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努めている。	—



4.3 調査等の結果との検証結果

4.3.1 検証方法

「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、工場振動レベルの評価目標である「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているか検証する。

4.3.2 検証結果

「予測評価書」における施設の稼働に伴う工場振動の事後調査結果、予測結果を表 4.3-1 に評価の指標とあわせて示す。

工場振動の No.1 地点（敷地境界北側）については、予測結果が「50dB」となっているのに対して事後調査結果は「25dB 未満」となっている。「予測評価書」の予測結果を大きく下回っており、評価の指標を全時間帯において満足する結果となっている。No.2 地点（敷地境界西側）については、予測結果が「34dB」となっているのに対して事後調査結果は「25dB 未満」となっている。No.1 地点と同様に、「予測評価書」の予測結果を大きく下回っており、評価の指標を全時間帯において満足する結果となっている。

以上より、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものとする。

表 4.3-1 施設の稼働に伴う振動の影響の評価

(単位：dB)

項 目		事後調査結果		予測結果		評価の指標
		No.1 地点	No.2 地点	No.1 地点	No.2 地点	
工場振動レベル	昼間	<25	<25	50	34	65
	夜間	<25	<25			55

注1) 昼間：8～19時、夜間：19～8時とした。

注2) 評価の指標は、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準とした。

注3) 使用した振動計の測定範囲は25～120dBである。

別添5 悪臭

5.1 事後調査の内容	-----	33
5.2 事後調査の結果	-----	35
5.3 調査等の結果との検証結果	-----	38

別添5 悪 臭

5.1 事後調査の内容

供用開始後の施設からの漏出臭気、煙突排ガスによる悪臭（臭気指数）とした。また、環境保全対策の実施状況を取りまとめた。

5.1.1 事後調査の調査地点

「予測評価書」の現地調査地点と同様の敷地境界の2地点とした。（図 5.1-1 参照）

5.1.2 事後調査時点

施設の稼働が定常の状態となる時期の1年間のうち2日間（施設稼働時1日間、施設非稼働時1日間）とした。

表 5.1-1 に調査時点を示す。

表 5.1-1 調査時点

項 目		調 査 時 点
悪 臭	非稼働時	平成 25 年 10 月 7 日（月）
	稼働時	平成 26 年 1 月 15 日（水）

5.1.3 事後調査の方法

悪臭（臭気指数）の測定は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成 7 年 環境庁告示第 63 号）」に基づいて測定した。

調査方法の詳細は、表 5.1-2 に示すとおりである。

表 5.1-2 調査方法（悪臭）

調 査 項 目	調 査 方 法
臭気指数	臭気指数の調査は、「臭気指数及び臭気排出強度の算定方法（平成 7 年 環境庁告示第 63 号）」に基づいて実施した。試料採取はハンディサンプラーポンプを用いて行い、採取した試料の臭気指数の算定は、悪臭防止法に定められた官能試験法（三点比較式臭袋法）に基づいて実施した。

5.2 事後調査の結果

5.2.1 事後調査の結果

(1) 悪臭（臭気指数）

悪臭（臭気指数）の調査結果は、表 5.2-1 に示すとおりである。

No.1 地点（北側敷地境界）、No.2 地点（西側敷地境界）ともに「10 未満」となっており、規制基準を下回る結果となっている。

表 5.2-1 (1) 悪臭 調査結果（非稼働時）

項目		調査地点	
		No.1 (敷地境界 北側)	No.2 (敷地境界 西側)
気象	日付	平成 25 年 10 月 7 日	
	時刻	10 : 01	13 : 40
	気温	24.0℃	24.0℃
	風向	東北東	南東
	風速	0.7 m/s	0.3 m/s
臭気指数	臭気指数	10 未満	10 未満
	基準値	15	

注 1) 「悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等」（平成 15 年 8 月 1 日、神奈川県告示第 623 号）の「第 2 種地域」の基準値。

表 5.2-1 (2) 悪臭 調査結果（稼働時）

項目		調査地点	
		No.1 (敷地境界 北側)	No.2 (敷地境界 西側)
気象	日付	平成 26 年 1 月 15 日	
	時刻	13 : 35	13 : 40
	気温	4.5℃	4.5℃
	風向	南西	西
	風速	3.3 m/s	2.5 m/s
臭気指数	臭気指数	10 未満	10 未満
	基準値	15	

注 1) 「悪臭防止法による悪臭原因物の排出の規制地域の指定等」（平成 15 年 8 月 1 日、神奈川県告示第 623 号）の「第 2 種地域」の基準値。

5.2.2 環境保全対策の実施状況

供用後の環境保全対策の実施状況は表 5.2-2 に示すとおりである。

表 5.2-2 環境保全対策の実施状況（悪臭）

項目	「予測評価書」の記載内容	環境保全対策の実施内容	写真
悪臭 施設の稼働	工場棟は開口部を少なくし、可能な限り密閉構造とする。	工場棟は開口部を少なくし、可能な限り密閉構造とした。	写真 5-1
	ごみ投入扉は自動開閉式とし、ごみ投入以外の不必要時は常時閉じておく。	ごみ投入扉は自動開閉式とし、ごみ投入以外の不必要時は常時閉じている。	写真 5-2
	悪臭の発生原となるごみピット内の空気を強制吸引し、ごみ焼却炉の燃焼用空気として利用することで、悪臭物質の熱分解できるとともに、ごみピット内を負圧の状態にして、悪臭の外部への漏洩を防ぐ。	悪臭の発生原となるごみピット内の空気を強制吸引し、ごみ焼却炉の燃焼用空気として利用しており、悪臭物質の熱分解とともに、ごみピット内を負圧の状態にして、悪臭の外部への漏洩を防いでいる。	—
	全炉停止期間中は、ごみピット内の空気を吸引して、活性炭吸着式の脱臭装置で処理する。	全炉停止期間中は、ごみピット内の空気を吸引して、活性炭吸着式の脱臭装置で処理している。	写真 5-3
	プラットホームの車両出入り口となる開口部はエアーカーテン付きの自動扉を採用し、悪臭の外部への漏洩を最小限にとどめる。	プラットホームの車両出入り口となる開口部はエアーカーテン付きの自動扉を採用し、悪臭の外部への漏洩を最小限にとどめている。	写真 5-4
	可燃ごみ収集車両が施設外へ出る場合には車体に付着したごみや汚水を洗い流すように配慮する。	可燃ごみ収集車両が施設外へ出る場合には車体に付着したごみや汚水を洗い流すように配慮している。	写真 5-5
	プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止する。	プラットホーム及び施設内道路は定期的に清掃するとともに、プラットホーム及びごみピット内へ消臭剤を散布して悪臭の発生を抑止している。	写真 5-6

写真 5-1 工場棟外周の状況



写真 5-2 ごみ投入の状況



写真 5-3 脱臭装置



写真 5-4 エアカーテンの状況

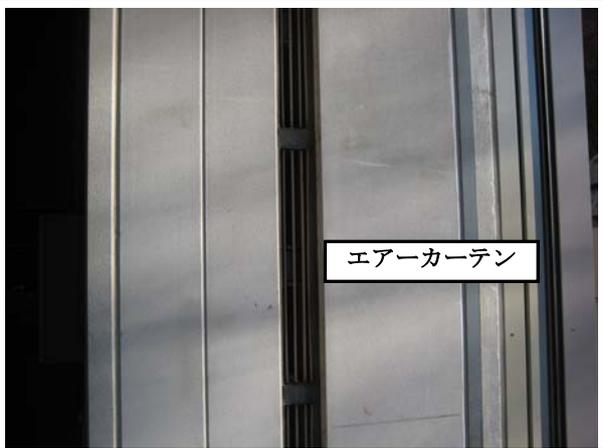


写真 5-5 洗車状況



写真 5-6 清掃している状況



5.3 調査等の結果との検証結果

5.3.1 検証方法

「予測評価書」の予測結果及び評価の指標と比較を行い、悪臭（臭気指数）の評価目標である「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」が達成されているか検証する。

5.3.2 検証結果

「予測評価書」における施設の稼働に伴う悪臭（臭気指数）の事後調査結果、予測結果を表5.3-1に評価の指標とあわせて示す。

悪臭（臭気指数）のNo.1地点（敷地境界北側）、No.2地点（敷地境界西側）において、予測結果が「10未満」となっているのに対して、事後調査結果も「10未満」となっている。また、評価の指標についても満足する結果となっている。

以上より、「実施区域周辺の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと」とした評価目標は達成されているものとする。

表 5.3-1 施設の稼働に伴う悪臭（臭気指数）の影響の評価

項 目	事後調査結果		予測結果		評価の指標
	No.1 地点	No.2 地点	No.1 地点	No.2 地点	
悪臭（臭気指数）	非稼働時	10未満	10未満	10未満	15
	稼働時	10未満	10未満	10未満	

注1) 予測結果の非稼働時は、「予測評価書」の現況結果を記載した。